

議案第 11 号

斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：上下水道課】

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）により、令和 7 年 4 月 1 日から、公共下水道及び流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が改正されることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 除害施設等の設置等に係る基準の改正（第 13 条の改正規定）

除害施設を設けるべき汚水の基準中、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

2. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。